

諸内規

事業実施に伴う受益者負担金

本機構の基盤強化と事業内容の充実を図るため、事業実施に伴う経費の受益者負担を以下の通りとする。

1. 当機構が取り扱う新商品、新技術の受託に対する負担金

会員受託案件 受託費の 5%

機構受託案件 受託費の 10%

但しハードのウエイトが大きい案件は、ハード費用を除く

2. 事業推進にかかる会員からの人材派遣要請に対する負担金

人件費 20,000 円/日 但し旅費・交通費は実費

3. 使用権負担金

使用権料は、別途、著作権保有会員と協議

(商品単位に使用権料を定める。)

以上